

東大阪成年後見支援センター

ニュースレター

NEWSLETTER

No. 14

平成 26(2014)年8月

～成年後見制度と日常生活自立支援事業の特徴～

今回、福祉サービスの利用が契約制度になった際に、知的障がい、精神障がい、認知症等によって判断が困難な人を支援する制度として新しい成年後見制度や日常生活自立支援事業が始まった。ここでは両制度の特徴等について触れる。

成年後見制度は、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等（保佐人、補助人）が支援者になる。親族や専門職等個人が選任されることが多いが、親と弁護士等による複数後見、社会福祉協議会や NPO 法人等法人後見も認められている。また、平成 23 年から最高裁判所の統計に登場した市民後見人が選任される場合もある。大阪市、堺市をはじめ各市町も市民後見人を養成し支援する事業を進めており(26 年度は 15 市町)、家裁に選任されると専門職等の支援を受けながら身近な地域で週 1 回程度のきめ細かな後見活動を行う市民後見人が徐々に増えている。

成年後見制度の利用には、本人の住所地を管轄する「家庭裁判所」に申立てをする必要がある。本人、配偶者、兄弟姉妹、おじ・おば、いとこ等四親等内の親族が申立てることが出来る。申立人がいない等の場合は市町村長が申立てることが出来る。成年後見人等は、本人の生活の質を向上させるよう本人の財産を活用して支援する。申立てに必要な書類や費用については、家庭裁判所に用意されている「申立セット」を参考にされたい。家裁の審理期間は、短縮の努力がされているが、25 年最高裁報告によると、2 か月以内であったものが終局件数の 77.8%であった。

一方、日常生活自立支援事業は、本人が最寄りの市町村社会福祉協議会と契約し利用するが、無料または低額な料金で利用できる事業である。サービスの内容は、必要な福祉サービスの利用を支援したり、役所の手続きを支援したりする。また、「日常の金銭管理サービス」として公共料金の支払い、家賃、生活費・小遣い、福祉サービス利用料の支払い等を支援する。また、定期預金通帳や年金証書等の「大切な物の預かりサービス」もする。本人の希望をもとにサービスの内容や支援方法について支援計画をつくり契約して支援が始まる。

成年後見人は、申立時に推薦することも可能だが、最終的には裁判所がふさわしいと考える後見人を選任する。後見報酬も後見活動の状況や本人の資産等を勘案して裁判所が決める。事務費は別として後見報酬は無ということもある。

日常生活自立支援事業は、身近な社協によって低額な料金できめ細かな支援を受けることが出来る事業であるが、本人が契約ができない状態にある時の入所施設の契約等代理権、取消権等による支援が必要な場合は成年後見制度の利用が必要である。財産の多寡と成年後見制度の必要性は別である。

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会

支援センターあまみ 所長 山上時津子

(前 大阪後見支援センター所長)

「共生社会を創る愛の基金シンポジウム」に参加しました

今回、日本教育会館一ツ橋ホールにて「罪に問われた障がい者」への支援－新たな制度展開と多様な草の根の取組み－「共生社会を創る愛の基金」第3回シンポジウムに参加してきました。

2009年に郵便不正事件で逮捕拘留された村木厚子さん（現 厚生労働事務次官）が、取り調べや裁判を経て無罪となり、国家賠償請求で得た資金を基に「共生社会を創る愛の基金」を設立されました。この基金は、社会福祉法人南高愛隣会における公益事業として事業実施されています。

この基金は「罪に問われた障がい者」が適正な取り調べを受け、公正な裁判を受けられる、罪を犯してしまった障害者が社会復帰し二度と罪を犯さずに済む、障害ゆえに犯罪を犯さざるを得ない状況に追い込まれる人がなくなることを目指して取り組まれています。

刑務所に入る際に知能検査（IQテスト）が実施されます。その結果、受刑者の4分の1が知的障害知的障害の疑いのあることが矯正統計年報（法務省：2010年版）から明らかにされています。その中でも約

7割が出所しても社会との接点が掴めず、犯罪を繰り返して刑務所と地域社会を行ったり来たり負の回転ドアのように繰り返してしまうことがわかってきました。取調べや裁判、社会復帰等の機会に、コミュニケーション能力を支えることの必要性が明らかになり、それらに対して何らかの支援をすることでこの負の回転ドアを止めようとする取り組みが制度や草の根のレベル等様々な形で徐々に知られるようになってきました。

このシンポジウムでは、社会復帰の仕組みについて法務省・厚生労働省から説明があったり、取調べの可視化問題への取り組み、企業の啓発への取り組み、当事者の言葉を形（書籍）にする取り組み等の草の根活動も報告されていました。



東大阪市自立支援協議会権利擁護部会では、「触法障害者への支援ワーキング」と題して、罪を犯してしまった障害者への支援について模索を始めたところです。逮捕されてすぐの取調べや弁護に対する支援の「入口支援」、刑務所等出所時に福祉的な支援を行う「出口支援」、現在は支援者がそれぞれの努力のもとに成り立っているのが現状だと感じています。地域の中で受け入れられる体制づくりとしてどのようなことが考えられるのか、今後も取り組んでいきたいと思えます。

障害のある人の権利に関するフォーラムを開催します

当センターでは、権利擁護に関する講演会をこれまでも企画してまいりました。今年度は、権利擁護の中でも今年2月に発効された障害者権利条約や昨年成立した障害者差別解消法等、障害者の権利に関する部分に焦点を当てフォーラムを開催したいと思っております。ぜひご参加お待ちしております。

特定非営利活動法人
東大阪成年後見
支援センター
講演会のご案内

障害のある人の

権利擁護に関するフォーラム

障害者の地域生活に関する法律が毎年のようにめまぐるしく変わっています。そんな中で障害者の権利に関する法律も大きく変わってきています。今回、障害者の権利擁護に関して改めて学ぶ機会を設けることができました。障害者の施策や権利擁護に精通の深い又村あおいさん（前・全日本手をつなぐ育成会 政策開発研究センター委員）と、知的障害の当事者支援をしてきた親の会の会長の久保厚子さん（全国手をつなぐ育成会連合会 会長）にご講演いただき、障害者の権利擁護や差別解消法について考えていきたいと思っております。

参加
無料

平成26年9月20日（土）
13:00～16:00（12:30開場）

布施駅前市民プラザ

東大阪市長堂一丁目8番37号
ヴェルノール布施5階
布施駅前リージョンセンター（夢広場）内

講演1

「障害のある人の権利擁護のこれから」

講師：又村 あおい さん
（前・全日本手をつなぐ育成会 政策開発研究センター委員）

講演2

「障害のある人の権利擁護と親の役割」

講師：久保 厚子 さん
（全国手をつなぐ育成会連合会 会長）

両講師とフロアの意見交換

定員

100名（先着順）

お申込み

裏面の参加申込書にご記入のうえ下記までFAXいただくか、お電話でお申込みください。定員に余裕があれば当日参加も可能です。

大阪府福祉基金助成事業

主催・申込み先：特定非営利活動法人 東大阪成年後見支援センター
〒579-8048 東大阪市長町20-2 TEL 072-983-7690 FAX 072-983-7691（担当：北）



**大阪府障がい者社会参加促進センター研修会
に参加してきました。**

6月10日、アウィーナ大阪にて大阪障害者自立支援協会主催の研修会に参加してきました。

この研修は、障害福祉施策の現状と課題、現在世間で多く取り上げられている障害者に対するテーマに対しての講演が行われています。今年度は障害者差別解消法について、毎日新聞論説委員で内閣府の障害者差別解消地域協議会あり方検討会の野沢和弘さんがお話をされました。

まず、大阪府からは国が推進している施策の説明と、それに対する大阪府の状況や取り組みについて話されました。その中でも障害者差別に対する事例の募集やガイドラインの策定等を検討していること、障害福祉計画の第4期への検討時期でもあり、その内容についても説明がありました。野沢さんの講演からは、千葉県差別禁止条例という先進的取り組みや障害者差別解消法によりどのようなことが今後変わっていく可能性があるのかや差別解消地域協議会の必要性などが話されました。

当法人も障害者差別解消法に関連した講演会を企画していますが、平成28年施行に向けて機運が高まっていくことを肌で感じることができました。

活動予定

8月

- ◆自立支援協議会運営委員会（1日）
- ◆権利擁護部会（18日）
- ◇法人後見運営委員会（25日）

9月

- ◆東地区ケア連絡会（11日）
- ◇成年後見利用相談会（11日）
- ◇後見人の集い（18日）
- ◇講演会（20日）

10月

- ◆東地区ケア連絡会（9日）
- ◇成年後見利用相談会（9日）

11月

- ◆東地区ケア連絡会（13日）
- ◇成年後見利用相談会（13日）
- ◇後見人の集い（20日）

東大阪成年後見支援センターの事業に賛同、賛助くださる個人・団体会員を募集しています

正会員		賛助会員	
個人	12,000円（年間）	個人	3,000円（1口）
団体	18,000円（年間）	団体	5,000円（1口）

入会希望者は、事務局に電話やFAX等でご連絡ください。入会申込書をお届けします。入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局にご提出ください。

編集後記

今年も折り返し地点を過ぎ、海の日も終わり、もうすぐすると来年の手帳やカレンダーが売り出されます。年齢と共にときの過ぎる早さが増していくとも言いますが、最近それを肌で感じるようになってきました（きた）

東大阪成年後見支援センターニュースレター 第14号

平成26(2014)年8月10日発行

●発行●特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター
<http://www7.ocn.ne.jp/~negai/kouken/index.html>
 〒579-8048 東大阪市旭町20-2
 TEL:072-983-7690 FAX:072-983-7691
 ●発行責任者●坂本ヒロ子 ●編集者●北 秀昭